

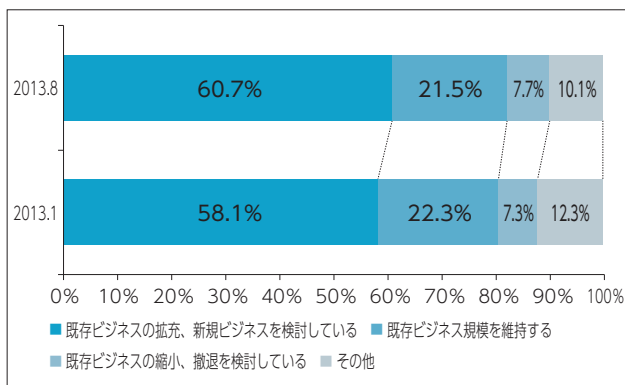
中国事業撤退の実情と対策

「撤退」には時間も費用もかかりますが、設立後合法的な経営をしてきた会社にとっては、撤退はそれほど難しくありません。

近時の日中関係の悪化からマスコミも日系企業の「中国撤退」をセンセーショナルに取り上げており、「中国現地法人の撤退は難しい」と考える経営者の方も多くいますが、実際はどうなのでしょう。合法的に、かつ、迅速に撤退するために、どうすればいいのか、中国事業の撤退方法について説明します。

まず、日系企業の「中国撤退」が増えているのは事実ですが、事業拡大・新規事業を検討している日系企業も増加しています。ジェトロが行った2013年度(2013年1月と8月時点の比較)の調査によれば、既存ビジネスの縮小若しくは撤退を検討している日系企業は全体の7.7%を占め、微増傾向にあります。一方、同時期に既存ビジネスの拡充や新規ビジネスを検討している企業も増えており、全体の60.7%となり、縮小と拡大が増加する両極の拡大化を示しています(図1参照)。この現象は投資の「勝ち負け」の鮮明化の一つの事象かも知れません。

図1. 中国での今後のビジネス展開についてのアンケート結果



出所：ジェトロ2013年度日本企業の中国での事業展開に関するアンケート調査よりみらいコンサルティング作成

撤退の原因については、日中の政治問題というよりは、中国事業の統合や再編、競争力の低下、人件費の高騰や円安による「採算悪化」の結果、撤退に至るケースが多かったのが実態です。

中国事業の撤退方法に関して、実務上では以下3つの方法があります。

①出資持分の譲渡

持分を第三者に売却するという方法です。持分譲渡は会社を存続させ、従業員解雇などの問題を避けられるため、最もシンプルかつコストと期間も短縮できる方法となります。但し、売却額が折り合うかどうかの問題があるので、事前にデューデリジェンスを実施し、問題点を整理・是正するのが一般的です。

②会社の解散による清算

財産処分や人員解雇、会社登記抹消などの手続きがあり、早くても半年、長ければ1年以上に及ぶ可能性があります。清算には時間とコストはかかりますが、実績のある弁護士やコンサルタントなどの専門家を利用すれば概ね計画通りに撤退できます。

③破産

②の清算の時に、会社財産が債務を弁済するのに足りない場合に、その管轄が人民法院に移行され③破産の方法で撤退することになります。「破産」は出資者である親会社の社会的信用を下落させる可能性があるため、安易に「破産清算」せず、親会社が資金を追加援助して債務超過状態を解消し、清算して撤退することが現実的な実務対応となっているのが実情です。

「撤退」には時間も費用もかかりますが、設立後合法的な経営をしてきた企業にとっては、それほど難しいことではないので、過剰な心配はいりません。ただ、技術的なポイントが様々あるので、撤退を決める前に必ず中国の法規制やビジネス実務に精通する専門家に相談することをおすすめします。

(みらいコンサルティンググループ)

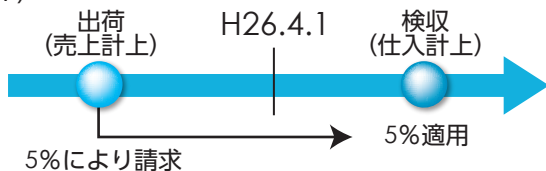
消費税率引上げに伴う 資産の譲渡等の適用税率について

いよいよこの4月1日から消費税率が8%に上げられました。4月1日以後の一定の取引について改正前の消費税率を適用する「経過措置」が講じられていますが、「経過措置」の対象とされていない取引についての質問が多く寄せられています。そこで今回は、4月1日（施行日）をまたぐ取引の消費税の適用税率に関する主な取扱いをご紹介します。

■事業者間で収益・費用の計上基準が異なる場合の取扱い

4月1日以後に行われる資産の譲渡や課税仕入れについては8%の消費税率を適用することになりますが、事業者間で収益・費用の計上基準が異なる場合には注意が必要です。例えば、出荷基準を採用している取引先から3月31日以前に出荷された商品について5%の税率に基づく請求書が送付された場合には、「当社」において検収基準により4月1日以降に検収を行い仕入計上したとしても、その取引に係る税率は5%によることになります。

(図1)



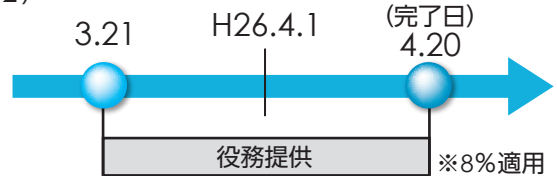
■月ごとに役務提供が完了する保守サービスの適用税率

月ごとに役務提供が完了するサービスで、例えば毎月20日締め作業報告書により保守料金を請求している場合には、今年の3月21日から4月20日までの請求については当該1ヶ月分のサービスを1取引として扱い、役務提供の完了する4月20日における8%の税率が適用されます。(図2)

また、1年間分の保守料金を前受けした場合であっても、保守料金が月額で定められていて、その役務提供が月々完了するものについては、毎月の役務提供が完了する日における消費税率を適用することとなります。従って、3月31日以前に完

了した1か月分の保守料金については5%の税率が適用されます。

(図2)



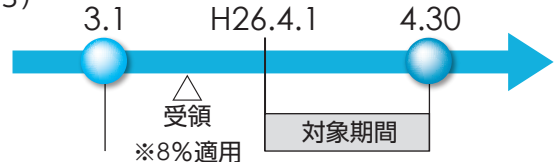
■不動産の賃貸料に係る適用税率

平成26年4月分の賃貸料を前月の3月中に受領する場合には、実際の資産の貸付けが行われるのは4月となるので、受け取った対価には8%の税率が適用されます。(図3)

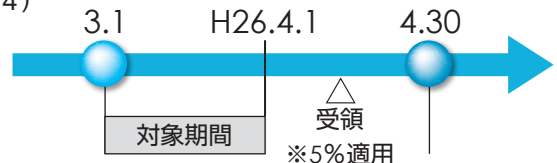
一方、平成26年3月分の賃貸料を翌月4月に受領する場合には、3月分の資産の貸付けの対価として5%の税率が適用されます。(図4)

なお、例えば3月21日から4月20日分の請求をする場合には、受領日にかかわらず、当該期間の末日である4月20日における消費税率を適用することとなります。従って、当該期間における賃貸料については8%の税率が適用されます。

(図3)



(図4)



(みらいコンサルティンググループ)